

サロベツ原野、エゾカンゾウの最盛期

サロベツ原野と開発

菅 柳 正 英

—サロベツ原野の概況—

サロベツ原野は天塩郡豊富町、幌延町、

天塩町北部に位置し、東西約五、八km、南

北約二七kmの南北に長い長方形に似た面積

約二万加余の区域である。この原野はサロ

ベツ川と支流のエベコベツ川の流域に形

成されたもので、日本における代表的な泥

炭地である。いまから七、〇〇〇、〇〇〇

〇年前には大きな潟湖であったところが

河川に埋積され陸地化し、およそ四、〇〇

〇年前から泥炭層の形成が行われ、現在の

サロベツ原野が形成されたと考えられてい

る。泥炭地の面積は一四、六〇〇haで全道

泥炭地の七・三%を占め、石狩・釧路の兩

泥炭地につぐ規模であった。

泥炭層の厚さは、三m以上、厚いところ

では六mにも及ぶといわれ、これらのこと

から泥炭の堆積は一年間に約一mmと予想さ

れる。一方、石狩の幌向・篠津の泥炭地は

表-1 サロベツ原野においてとくに自然保護を必要とする地域(要望書) (42年8月)

1. 円山台地以南ベンケ沼に至る高層湿原(面積約680ha)
本地域は高層湿原のもっとも代表的なものとして水位保持等の保護が要求される。ベンケ沼は現在土砂の流入堆積がみられるが、なお原始湖沼としての形を残す好例であって景観の保護が望ましい。
2. ベンケ沼(面積約250ha)
本地域はいわゆる気水よりなる泥炭沼であって、生息動物並びに鳥類の渡米中継地の面できわめて重要なところである。
3. 稚咲内海岸砂丘林(面積約660ha)
本砂丘林は、本邦において現存する最大最良の例の一つで、現在保安林に指定されているが、その砂丘間湿原とともに今後も十分な保護が要望される。

表-2 サロベツ原野の土地利用現況 (ha)

区分	農用地	山林	原野	その他	合計
上サロベツ(豊富)	3,600	100	8,400	900	13,000
下サロベツ(幌延)	1,700	600	3,500	1,200	7,000
計	5,300 (27)	700 (3)	11,900 (59)	2,100 (11)	20,000 (100)

(S45年 現在)

望とは別個に進む開発に対し、「本原野の開発利用について諸計画が立てられていますが、たとえば、農業開発についても気候的立地的低生産性からみて、これを克服するには仮りに不可能でなくとも余りにも莫大な経費と時間を要するものと考えられます。工業開発についても、ごく小規模な泥炭利用に限定されるだけで、貴重な自然の破壊と引き替えることができる価値は見

い出せなく、すでに例があるごとく、泥炭採掘が将来減少もしくは中止された場合には、単に破壊の跡だけが残りることになります。また、こうした開発を遂行するために計画されている日本海への短絡放水路の開設(図-2)は、これも有数の砂丘林を大きく破壊するだけでなく、おそらく原野のみならず海域の生態系にも大幅な影響をもたらすものと判断されます。従来、この種

の工事によって好ましい結果がもたらされた例は知られていません」と、無謀な開発構想に警鐘をならしている。

現在、サロベツの土地利用計画によると農業利用六五%、公園一七%、工業利用四%、その他一五%であり、サロベツ原野も各種開発により原始性を失い、長期的な存続はむずかしく思われる。

サロベツ原野の土地利用

サロベツ原野の土地利用は、泥炭分布と融雪水の滯水と関係が深い。泥炭分布は(図-1)ミズゴケ、ホロムイシゲを主体とする高位泥炭が一、七〇〇ha、ヨシ、ミズゴケ類からなる低位泥炭が九、〇〇〇ha、中間泥炭が三、九〇〇haである。ここにいう、高位とか低位というのはご承知のとおり、地形的な高低に位置することとは関係なく、地下水面に対しての上下であり、高位泥炭というのは、地下水面よりも高い場所に生育した湿性の植物群落からなる泥炭を意味する。

このように高位泥炭を形成する植物群落は地下水からの水分の補給がなく、雨水と其中にわずかに含まれる養分によって生育をつづけるので、数十cm程度で生長は止まり、周囲の生長が高まるとともに小凹化し、その結果、上に低位泥炭層が形成さ

る。このようにして泥炭層は各種泥炭が交互に、積み重なって形成され、もり上がってゆく。これが高層湿原である。これらの湿原が本州の亜高山帯や北海道に多くみられるのは、低温のため植物の遺体が分解できず、半分解や分解途中のまま堆積して泥炭となり、また、地下水が高いため湿性植物だけが生育できるという特殊環境下にあることによる。このように、湿原は水と気候を最大の要因とする生態系である。しかし水を抜いて、地下水を低くすれば当然森林にとって変る地帯である。そこで、土地利用はこの水位を下げる排水工事からはじまる。

農業利用

終戦当時のサロベツ原野は未開発状態であったが、戦後まもなく樺太・満州からの引揚者を中心とした緊急開拓事業が進められたが、サロベツ川の毎年の氾濫により入殖者の営農は振るわず、離農者が少なくなかった。昭和二十六年、道開発局が新設され、サロベツ川流域の総合開発計画が立案されたが、実現の可能性は少なかった。それは入殖者にとって、治水工事を実施しなければ営農継続ができないためであった。そこで、昭和三十四、五年に上サロベツ原野約四、〇〇〇haを対象に国営明渠排水事業が計画され、また、草地造成の技術面に

図-1 サロベツ原野の泥炭分布

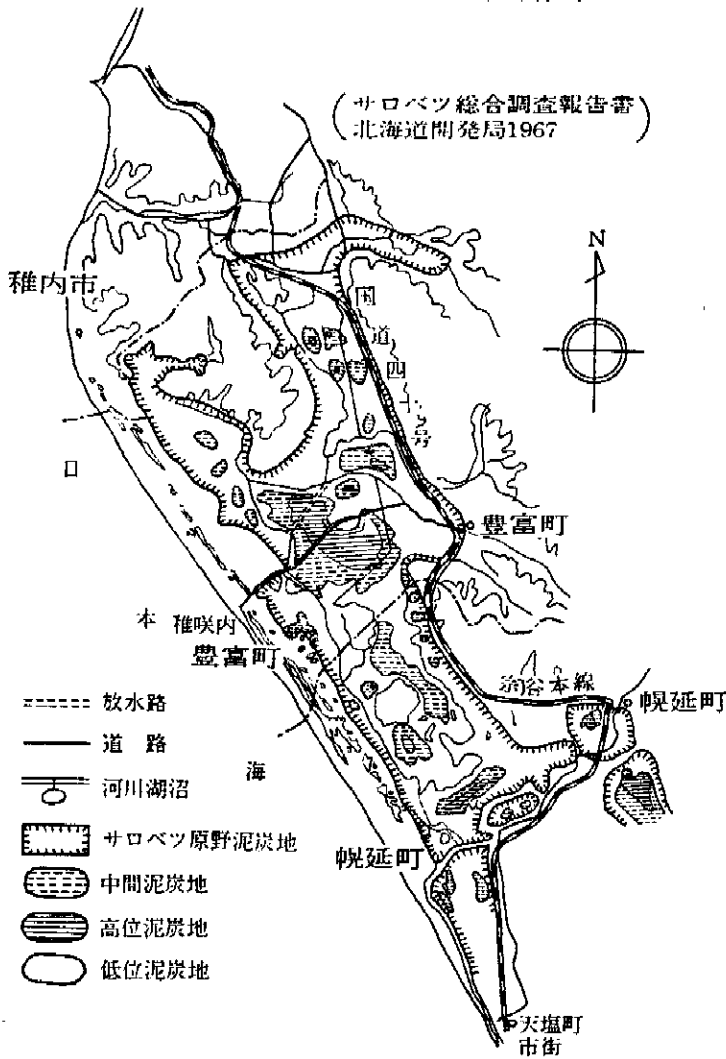


表-3 サロベツ原野の土地利用

項目	47年7月
現況農用地	9,400ha
農地造成計画地	4,763
特別保護区	3,674
第一種特別地区	625
第三種 "	2,753
泥炭採取地	359
計	

表-4 サロベツ原野公園区域

地区名	面積
特別保護区	1,610
第一種特別地区	411
第二種 "	83
第三種 "	1,319

についても無客土工法が開発され、昭和三十六年に同事業が着工された。

この工事は原野に加えられる最大の人工の手であること、洪水氾濫が防止されることなどの点から、原野の自然条件の変化などを経

年的に追求するサロベツ総合調査昭和三十六年～十年間が行われた。昭和四十五年、当時のサロベツ原野の土地利用現況は(表1-2)のとおりである。なお昭和四十七年度の北海道の開発計画案は(表1-3)のとおりである。この二年間に四、一〇〇haの農業開発は脅威的である。

○工業利用

泥炭の工業利用は昭和三十一年、下サロベツ原野において天北化学が土壌改良剤の製造を開始したのはじま

り、三井東庄化学では高位泥炭を原料とする家畜の飼料・肥料の工業化を計画、四十四年に円山に工場建設三カ年の試験操業を経て四十八年度より本格的な操業を行っている。

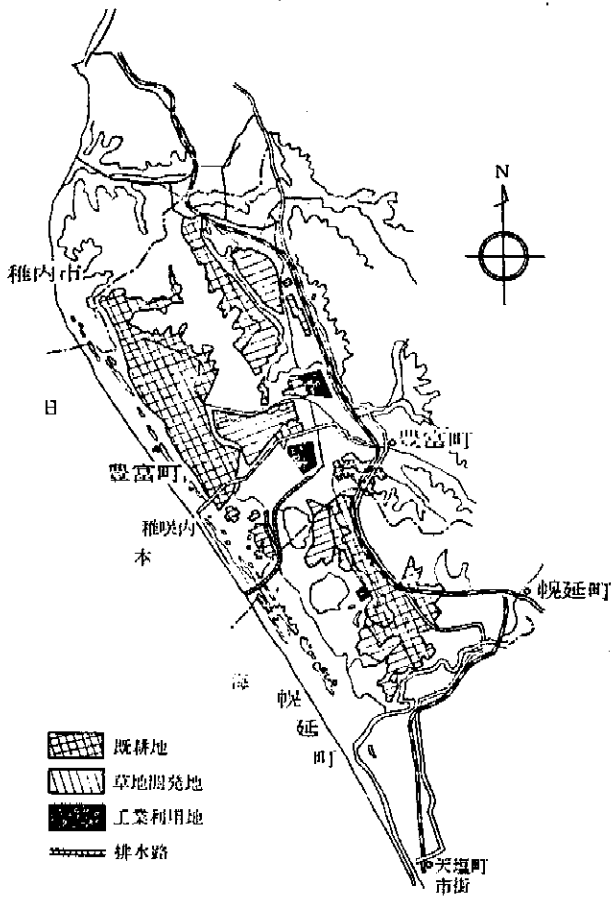
○自然保護区

所有者である北海道財務局に泥炭採取許可申請を行ったが、サロベツ原野の農業利用区域との調整のため、四十六年度に開発局と日糖製糖KKとの協議が行われ、約三〇〇haが合意に達しているが、その後、サロベツ原野の国立公園指定の動きが活発になり、財務局が泥炭採下げを許可しないため立地にいたっていない。昭和四十九年、サロベツの国立公園指定後、再びこの動きが活発化し、現在、北海道自然環境等保全条例の特定開発の規制にふれるため、道では現地調査を進めているが、地元、豊富町は工業利用に積極的である。

これは高位泥炭をフミン質とファイバーに分け、フミン質は肥料成分を添加し、有機化成肥料とし、ファイバーはソルブル蛋白、糖密を添加して、家畜の濃厚飼料とするものである。昭和四十五年には日本甜菜製糖株式会社がペーパーボットの製造を目的に、土地

自然保護上の土地利用については昭和四十六年、サロベツ原野開発構想をとりまとめるにあたって、日本生態学会北海道地区会との協議により、湿原の保護・保存をはかるべき地域と、開発利用をはかるべき地域との調整を行った(前掲表1-1)。一方、利尻礼文園公園にサロベツ原野の重要な部分を含めて、国立公園に昇格する運動が宗谷地域の市町村からもり上がり、昭和四十五年には厚生省へ陳情を行った。厚生省はこれを適当とし、その後、環境庁は北海道知事に協力を要請し、これを受けて北海道は公園候補地の区域および公園計画を検討し、北海道案を環境庁に提出した。

図-2 サロベツ原野の土地利用



一方、サロベツ原野の開発構想は、天塩川右岸の堤防建設とサロベツ放水路の建設により、サロベツ川洪水を直接日本海に放流することを基本方針とする計画であるが、この計画に反対する宗谷・留管内の各漁業協同組合は北海道開発局、道に陳情した。また道自然保護課は、この放水路計画は公園計画上、特別保護地区に指定を予定している海岸砂丘林を横断することになるので、代替計画を検討すべきであるとの見解を示した。これを受けて開発局は基本的に相違する河川改修方式のとり扱いについて、(一)、水産資源への影響調査 (二)、保

安林の機能および保全上の必要な措置の検討などの調査調整の完了まで、この河川改修にかかわりのある地域は当面、土地利用を定めず一時保留する地域とし、この部分を除いて土地利用計画を促進することとした。これに対し、道は保留区域を河川改修区域だけとせず、農業利用と景観保全とのかわりと、深炭採取予定地にも一部保留区域を設定し、調査を継続することを骨子とする土地利用案を再提案したが、その後、環境庁の見解として、積局的に農業利用をはかる区域はできるだけ公園区域としない

などの当初方針の変更もあり、最終的には(図-2)の土地利用の決定の上に四十九年九月二十日、公園指定がなされた。しかし、その際、自然環境保全審議会は、保留区域をすみやかに公園区域に編入すること、保全計画に万全を期すことなどを付帯条件とする答申を行った。その結果、公園指定区域は(図-3)であり、その面積は(表-4)のとおりである。

—サロベツ原野の位置づけ—

私達はなぜ、サロベツ原野の保護をうったえるのであろうか。私は次の順にその価値を評価したい。

一、日本にはもう完全な湿原はない。不完全ながら尾瀬・根釧・サロベツの湿原があるだけである。この湿原が世界的価値を持つ日は、もうそこまで来ている。

二、利尻富士と稚内内砂丘林をバックにした湿原の広大な景観、四季おりおりの花ごよみによる景観の変化の美しさ。

三、この広大な景観を形成する個々の植物のきれいな美しさと、生物的自然の適応のみことさ。

四、四、〇〇〇年以上もかかって形成された湿原の発達史の面白さ。

五、一度破壊すると二度と再び見ることのできない貴重さ(湿原の復元方法など)

ついでには何も確立されていないのに農業・工業利用が急ピッチで進行している現状に対する不安さ。

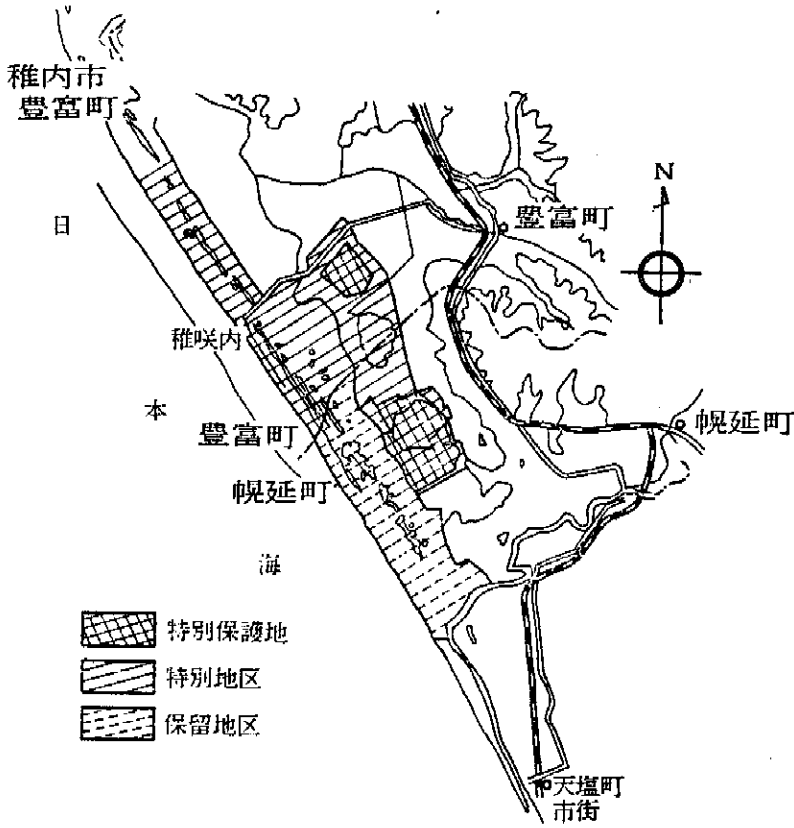
六、砂丘林を含め湖沼、河川、多様な植物群落は野生動物の貴重な生息地である。

以上が私の乏しい湿原の知識からの評価であり、今後、知識の深まりにつれて変わってゆくかもしれない。しかし、湿原ほど人様々な価値評価にゆれる自然もない。湿原を永遠に守ってゆくためには、湿原に深い知識を持つもの、湿原を好きなもの、関心をよせるものが、その価値を周囲の無関心な人達に理解してもらう努力をおしんではいけない。

—原野の自然破壊の現状と保護について—

自然破壊はその規模からいって農業が大きい(これは世界中どこでも過去も将来においてもである)。それは直接湿原をつぶすことと同時に、道路・排水施設などが他の区域に及ぼす二つの影響が考えられる。草地化による湿原の富栄養化が公園区域に及ぼす影響と同時に、草地にした部分の泥炭の分解の促進により地盤の低下、それに加えて原野周辺の森林地帯の草地化による一時的融雪水の増大、相対的な水位の上

図-3 サロベツ原野公園指定図



具、その結果、洪水、過湿化↓排水網の拡大↓地盤の低下↓洪水、過湿化↓排水工事、このくり返しが結局、サロベツの自然保護区をも消滅させることが予想される。つぎに泥炭の工業利用である。これは面積的には約一、〇〇〇haであるが、湿原の中で一番貴重な植物群落である高位泥炭・高層湿原を破壊する。三mもの深さ(三、〇〇〇年の堆積)で数十、数百haにわたる

て人工沼化することである。この沼は泥炭加工の際の排水を採取地に還元しているためでき、有機物で濃褐色な水で濁される。それゆえ太陽光線は上層で吸収され、水の上下循環は止まり、生物の生育に適さない。数年経過しても浮上した泥炭層に、わずかにアヤマとミカヅキグサがみられる程度である。採取前と比較するとジャングルと砂漠以上である。これは中止させねばなら

ない。それができないとしたら、表層の生きている層をそのまま保存し、採取跡に移植すること、当然のこととして採取の深さを一m前後におさえること。最大限譲歩してもこの程度である。

つぎに、観光客のふみつけによる破壊である。これは当然、公園事業で木道などによる利用規制を行うことと同時に、すでに裸地化し、外来種による雑草化の進んでいるところについては、植生の復元を行わなければならない。

現在検討中の方法としては、(一)、裸地化ならびに外来植物の侵入した部分を囲って融雪水をたくわえ、外来種の種子や根を浸水し枯死させ立入禁止にして自然回復を待つ。(二)、他の湿原地域から、群落ごとのプロット移植の方法である(尾瀬ではスゲの播種や一本毎の移植を行っているが、人為の害も含めて数年経てもなかなかうまくいっていない)。

— おわりに —

サロベツ原野の公園指定は、残り八〇%の区域の開発へ名目を与えたのではなからうか。自然の保護は、生態学でも法律でも充分ではない。住民運動にささえられているのが、現状ではなからうか。地元「サロベツの自然を守る会」、周辺部に浜頓別

自然保護協会、北オホーツクの自然を守る会などが発足し、遅ればせながら道北の自然保護に立ち上がった。今後これらの環が広がり、北海道の自然が豊かに保護される時代がおとづれる日を期しつつ筆をおく。

(宗谷支庁林務課)

・参考資料

- 一、利尻・礼文・サロベツの自然 北海道
- 二、サロベツ総合調査報告書 北海道開発局
- 三、釧路湿原学術調査中間報告 北海道
- 四、北海道開発計画調査資料 「サロベツ原野」
- 五、アニメ 平凡社